

尾道糸崎港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 22 年 8 月

尾道糸崎港港湾管理者
広 島 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成5年6月広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
- ・平成5年8月港湾審議会第146回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成7年3月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会

の議を経た尾道糸崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 小型船だまり計画	2
2 港湾環境整備施設計画	3
3 土地造成及び土地利用計画	4

変更理由

- 1 小型船を効果的、効率的に係留するため、久保地区において小型船だまり計画を追加する。
- 2 臨海部において多様な機能が調和し、連携する質の高い賑わい空間の形成を図るため、尾道地区において港湾環境整備施設計画並びに土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 小型船だまり計画

小型船を効果的、効率的に対応するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

久保地区

泊 地 水深 3.5 m 面積 1 ha [新規計画]

小型さん橋 2 基 [新規計画]

2 港湾環境整備施設計画

臨海部において多様な機能が調和し、連携する質の高い賑わい空間の形成を図るため、港湾環境整備施設のうち、以下の施設について計画を変更する。

[港湾環境整備施設計画]

尾道地区

緑地 4 h a (うち 1 h a 既設) [既定計画の変更計画]

既定計画

緑地 5 h a (うち 1 h a 既設)

3 土地造成及び土地利用計画

多様な機能が調和し、連携する質の高い賑わい空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

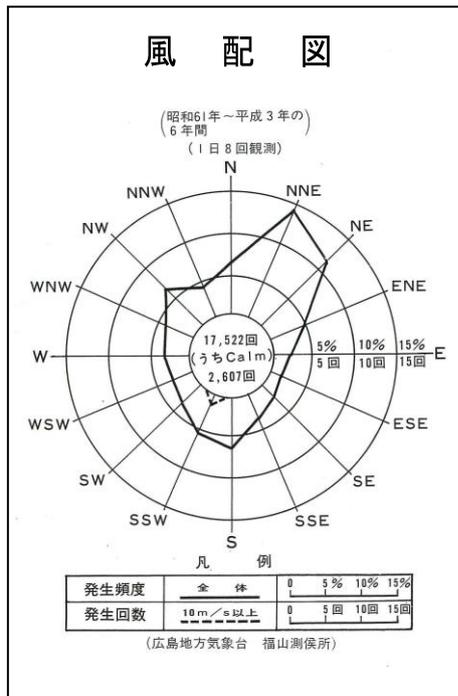
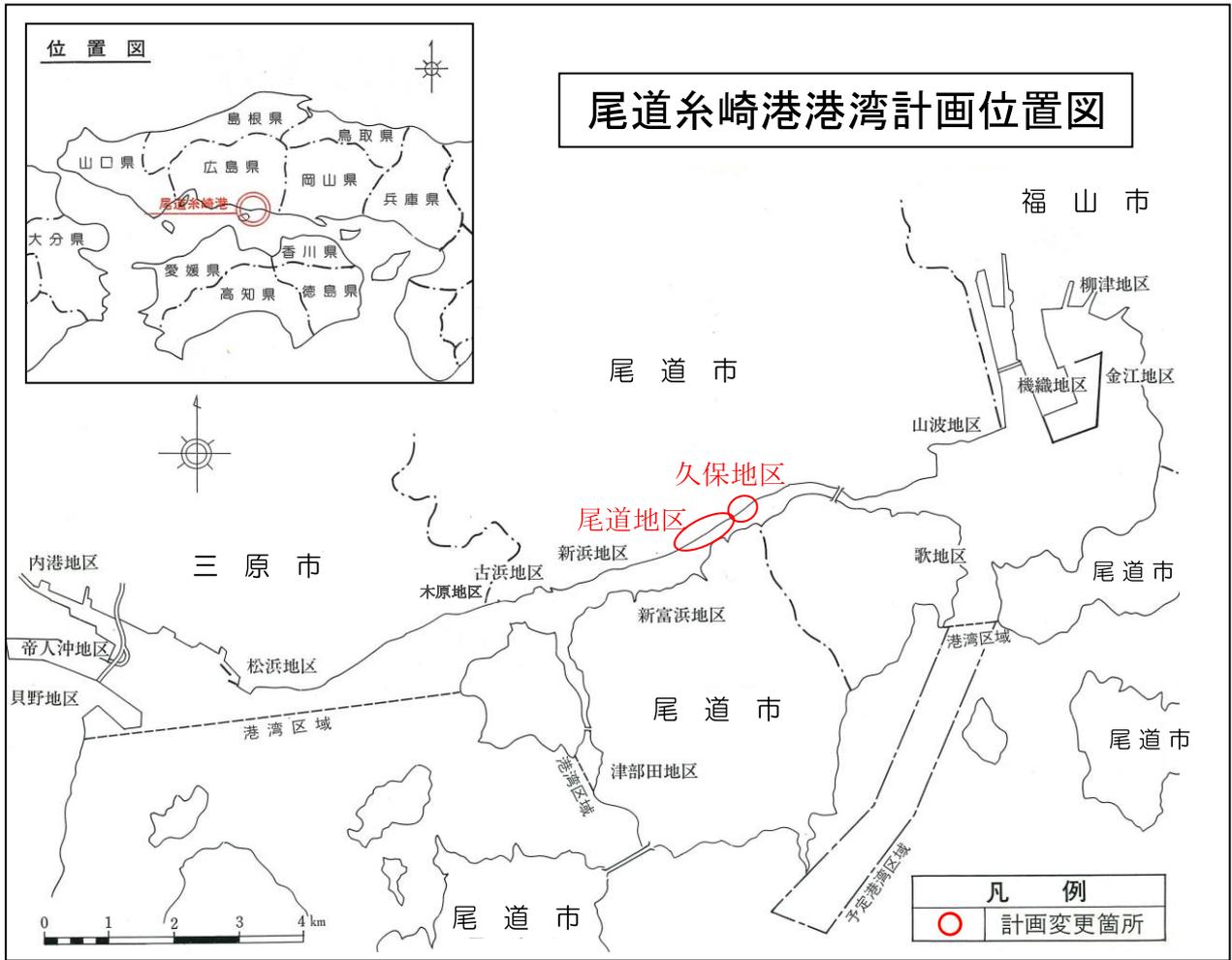
(単位：ha)

用途 地区名	ふ頭用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
尾道地区	(2) 2	(1) 1	(2) 2	(4) 4	(8) 8

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。



尾道系崎港港湾計画図

(尾道地区、久保地区)

<尾道地区>



<久保地区>



凡 例

	油 地	(既 定 画) (今 画 制 画)
	公共岸壁	(既 設)
	公共物揚場	(既 設)
	専用物揚場	(既 設)
	小型桟橋	(既 設) (今 画 制 画)
	埠頭用地	(既 定 画) (今 画 制 画)
	緑 地	(既 設) (今 画 制 画)
	臨港道路	(既 設)
	その他の用地	(既 設) (今 画 制 画)